地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年3月31日

 徳島市監査委員
 久米川 文 男

 同
 工 藤 誠 介

 同
 加 村 祐 志

 同
 齋 藤 智 彦

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 対象部課等 病院局
- 2 対象期間等

平成28年4月1日から12月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成29年1月18日から3月28日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを 主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を 実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務 事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施す べき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

病院局における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項(指摘事項)

1 契約事務

(1) 契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。

2 その他

(1) 出勤簿に押印のないものがあった。